

「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する声明

1 2018年（平成30年）6月4日、第196回国会において、「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立した。当団体は、消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体として、消費者の利益のために消費者契約法に規定される不当勧誘行為や不当条項に対する差止請求を行ってきたものであり、今般の消費者契約法の改正によって、取消しの対象となる不当な勧誘行為や無効となる不当な契約条項の追加等がなされた。

これらの改正事項、とりわけ、消費者の合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（いわゆるつけ込み型勧誘行為）について、適用場面を限定したものではあるが取消権が規定され、高齢者や若年者の消費者被害への対応が図られたことは、消費者被害等の予防・救済について前進する重要な改正があったものとして評価する。

2 しかし、今般の改正によっても多くの課題が残されており、これらについては速やかな措置の実施が求められる。

まず、消費者契約法第9条第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」の立証に関しては、必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いことが指摘されており、2017年（平成29年）8月8日付け内閣府消費者委員会の答申において、これに関する法律上の推定規定を設けるべきことが求められていたが、今般の改正法には盛り込まれなかった。この点に関しては、改正法の衆参両院附帯決議においても、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの他の要件とともに必要な検討を加え、速やかに措置すべきことが求められているところである。

また、上記消費者委員会の答申では、消費者の判断力不足に乗じて契約をさせるつけ込み型勧誘行為に対する一般的な取消権の創設や、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方等について、早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言されていた。とりわけ、つけ込み型勧誘行為に対する一般的な取消権の創設は、成年年齢引下げに関する「民法の一部を改正する法律」に対する参議院附帯決議でも、同法成立後2年以内に必要な措置を講ずべき事項とされており、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の拡大を防止するための法整備としても不可欠となっているものである。

当団体は、これらの課題について、附帯決議においても決議されたとおり、時間を置くことなく速やかに検討を開始し、法改正が実現されることを強く求める。

3 さらに、消費者被害等の予防・救済を図るためには、今般の改正法により改正された消費者契約法による実効性を確保することが重要となる。この点、適格消費者

団体及び特定適格消費者団体は、個々の消費者に代わって、不特定かつ多数の消費者のために差止請求権を行使し、集団的な消費者被害の回復を図る活動を行うものであって、その役割を十分に果たして行かなければならないものと考えている。

そして、このような適格消費者団体及び特定適格消費者団体による不特定多数の消費者の利益のための活動によって、消費者被害等の予防・救済の実効性を確保していくためには、国の政策として、今般の消費者契約法改正法の衆参両院附帯決議における決議内容を受け止め、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する直接的な財政支援の充実、P I O - N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと、仮差押命令申立てにおける立担保制度の適切な運用等の措置がなされることが必要不可欠である。

したがって、当団体は、これらの措置が速やかに実現されることを強く求める。

2018年7月25日

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 (弁護士・京都産業大学法務研究科教授)

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

F A X 075-746-5207